

農用地区域内における開発行為の許可等事務処理要領

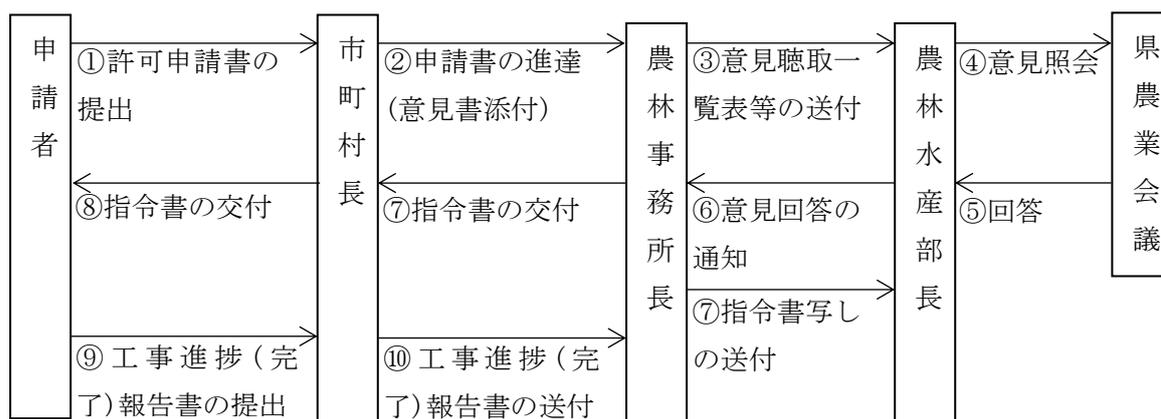
平成13年 2月28日農 第 184号
改正 平成18年 3月31日農総第1245号
改正 平成21年12月15日農 第8359号
改正 平成22年 6月25日農 第1231号
改正 令和元年 9月 3日農支第2362号
改正 令和3年 9月10日農支第2388号

第1 目的

この要領は、農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号、以下「法」という。）第15条の2に基づく農用地区域内における開発行為の制限、第15条の3に基づく監督処分、第15条の4に基づく農用地区域以外の区域内における開発行為についての勧告等について、法令等に基づく事務処理を適切かつ円滑に処理することを目的とする。

第2 農用地区域内における開発行為の許可関係

1 事務の流れ



※③～⑥は、当該開発行為が30aを超える農地が含まれる場合に行う。

2 根拠及び基準となる法令等

- (1) 法第15条の2
- (2) 農業振興地域の整備に関する法律施行規則（昭和44年農林省令第45号、以下「規則」という。）第34条～第37条
- (3) 農業振興地域制度に関するガイドライン（平成12年4月1日構改C第261号、以下「ガイドライン」という。）第19

3 開発許可申請書

- (1) 規則第34条に規定する開発許可申請書は、〔様式第1号〕とする。
- (2) 開発許可申請書には、次に掲げる書類を添付すること。
 - ア 法人の場合、法人の登記事項証明書（又は法人登記簿）の謄本及び定款又は寄付行為の写し
 - イ 土地選定理由書

- ウ 事業計画書（事業の必要性、地目別利用土地明細、土地利用計画、用排水計画被害防除措置、離農措置、候補地内に道水路等がある場合の措置等を記載したもの（ただし、申請書又は他の書面、図面等で確認できる事項は省略できる。）
- エ 許可申請の土地の登記事項証明書
- オ 開発行為に係る土地の位置及びその付近の状況を明らかにした現況図（縮尺2万5千分の1ないし5千分の1程度とし、付近の道路、水路、集落、施設等の位置関係及び縮尺、方位、開発区域（朱書）を明示すること。）
- カ 公図の写し（申請に関する土地の地番を表示する図面で、法務局備付けのものによる。この場合、申請地に関する地目及び隣接する土地の地目も併せて付記し縮尺、方位、開発区域（朱書）を明示すること。）
- キ 土地利用計画図（開発行為が建築物その他の工作物の新築、改築又は増築である場合にあっては、敷地内における当該建築物等の位置を明らかにした縮尺5百分の1程度の図面とし、縮尺、方位、開発区域（朱書）を明示すること。）
- ク 用排水計画図（開発行為候補地内・外における取水及び排水（雨水、汚水等）の経路を示す図面。この場合、不明瞭にならない範囲でのオの現況図及びキの土地利用計画図に明示、兼用しても差し支えない。）
- ケ 所有者以外の者が開発行為を行う場合には、所有者その他その土地につき使用及び収益を目的とする権利を有する者の同意があったことを証する書面。
- コ 開発行為を行うことについて都市計画法、森林法その他の法令（条例を含む。）による許可、認可等を要する場合に、これを了しているときはその旨を証する書面、手続き中等のときはその見込みを証する書面。
- サ 資金の調達計画を裏付ける資料（金融機関の融資証明書、残高証明書、予算議決書等）

4 市町村の事務について

- (1) 市町村長は、開発行為を行おうとする者から開発許可申請書の提出があったときは、記載事項等の検討を行い、法第15条の2第3項の規定による意見書〔様式第2号〕を作成し、これを申請者から提出された開発許可申請書に添付して、農林事務所長に進達する。

この際、開発行為に係る事業の対象となる土地の一部が農地法（昭和27年法律第229号）第4条第1項又は第5条第1項の規定による県知事の許可を要する土地である場合には、あらかじめ市町村農業委員会との間で相互に連絡し、所要の調整を行うこと。

また、開発許可申請処理簿〔様式第3号〕を作成し、進達後の許可等の処分等についても記載すること。
- (2) 市町村長は、5(3)により知事から送付された指令書を、速やかに申請者に交付する。
- (3) 市町村長は、開発行為の許可を受けた者から提出のあった工事進捗状況（完了）報告書〔様式第4号〕を、農林事務所長に送付する。

5 農林事務所の手続きについて

- (1) 農林事務所長は、市町村長から開発許可申請書の進達があったときは、必要に応じ実地調査を行うとともに、ガイドライン第19の5(3)による連絡、調整等を行うこと。

なお、審査にあたっては、ガイドライン第19の5(2)に留意するとともに、7(1)の判断基準

によること。

(2) 当該開発行為が30アールを超える農地が含まれる土地に係るものであって、許可が相当と認められる場合には、県農業会議の意見を聴くため、開発行為意見聴取一覧表〔様式第5号〕及び説明資料〔様式第6号〕を作成し、〔様式第7号〕により、農林水産部長に依頼する。

(3) 農林事務所長は、県農業会議の意見を踏まえ（(2)により意見を聴取した場合に限る。）、許可又は不許可を決定し、指令書を、市町村長を経由して申請者に交付する。（許可の場合は、〔様式第8号〕、不許可の場合は、〔様式第9号〕）

また、農林事務所長は、許可又は不許可の指令書を交付したときは、その写しを〔様式第10号〕により、農林水産部長に送付する。

なお、許可した事案について開発行為の進捗状況を管理するとともに、開発行為許可台帳〔様式第11号〕を備え、4(3)の工事進捗状況（完了）報告を含め、一連の事務を整理すること。

(4) 国又は地方公共団体が行う開発行為に係る協議にあたっては、ガイドライン第19の8に留意すること。

6 農業担い手課の事務について

(1) 農林水産部長は、5(2)により農林事務所長から意見聴取一覧表の送付等があったときは、〔様式第12号〕により県農業会議に意見照会する。

(2) 農林水産部長は、県農業会議からの回答を、〔様式第13号〕により農林事務所長に通知する。

7 許可の判断基準及び標準事務処理期間

(1) 許可の判断基準

5により、農林事務所長が許可する判断基準は、下記のとおりとする。

ア 当該開発行為により当該開発行為に係る土地を農用地等として利用することが困難となり、農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼすおそれがないこと。

イ 当該開発行為により当該開発行為に係る土地の周辺の農用地等において土砂の流出又は崩壊その他の耕作又は養畜の業務に著しい支障を及ぼす災害を発生させるおそれがないこと。

ウ 当該開発行為により当該開発行為に係る土地の周辺の農用地等に係る農業用排水施設の有する機能に著しい支障を及ぼすおそれがないこと。

(2) 標準事務処理期間

5による農林事務所長が行う許可は、3(1)の申請者からの許可申請書の受理後6週間（市町村3週間・県3週間）以内に行うように努めること。

ただし、次に掲げる日数は含まないものとする。

ア 許可申請書等の不備その他の理由により、文書等の補正に要する日数

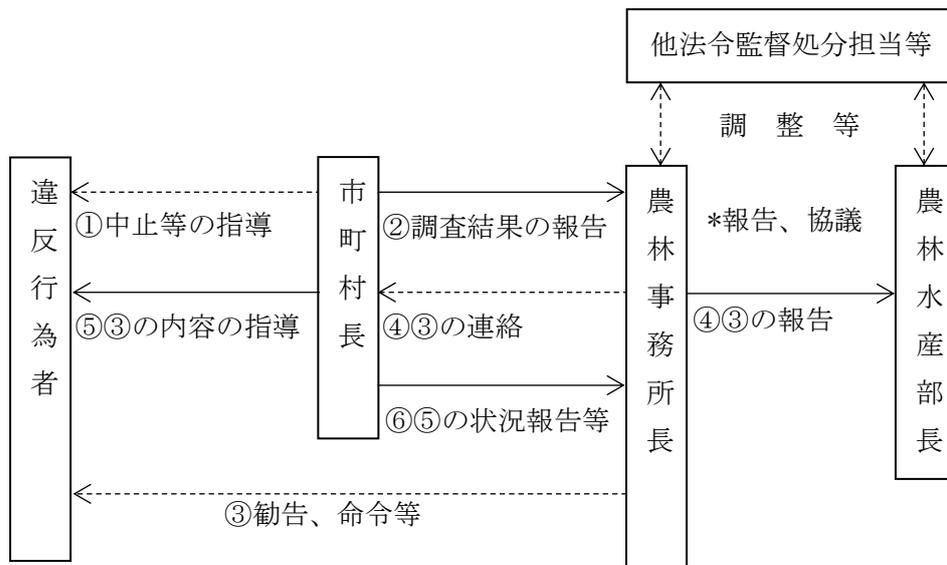
イ 日曜日及び土曜日

ウ 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

エ 12月29日から1月3日までの間（ア及びウに掲げる日を除く。）

第3 農用地区域内の開発行為の中止又は復旧命令関係

1 事務の流れ



*勧告に従わない場合等の違反行為者の弁明、報告等に関する事務は除く。

2 根拠及び基準となる法令等

- (1) 法第15条の3
- (2) ガイドライン第20

3 市町村の事務について

- (1) 市町村長は、法第15条の3の規定による命令をすべき事案（以下「違反事案」という。）を知ったときは、速やかにその事情を調査し、〔様式第14号〕により農林事務所長に報告するとともに、必要な場合には、同条の規定による命令をすべき開発行為を行っている者（以下「違反行為者」という。）に対し、当該開発行為の中止又は適切な防災措置を講ずるよう指導する。
- (2) 市町村長は、4(1)の知事の勧告、命令等があった場合、その内容が遵守履行されるよう違反行為者を指導するとともに、履行が完了したときは、〔様式第15号〕により、農林事務所長に報告する。
- (3) 市町村長は、違反行為者が(2)の履行を遅滞していると認められる場合には、その履行を督促し、併せて遅滞している理由及び履行状況を報告するよう違反行為者を指導し、報告があった場合にはその内容を〔様式第16号〕により、農林事務所長に報告する。
- (4) 市町村長は、違反事案の処理経過等を明確にし、事後の指導の便に資するため、違反事案処理簿〔様式第17号〕を作成し、これを保管する。

4 農林事務所の事務について

- (1) 農林事務所長は、市町村からの連絡等により違反事案を知ったときは、必要に応じ、〔様式第18号〕又は〔様式第19号〕により、違反行為者に対し、開発行為の中止の勧告、中止又は復旧の命令等、法令等に定める事務を行う。

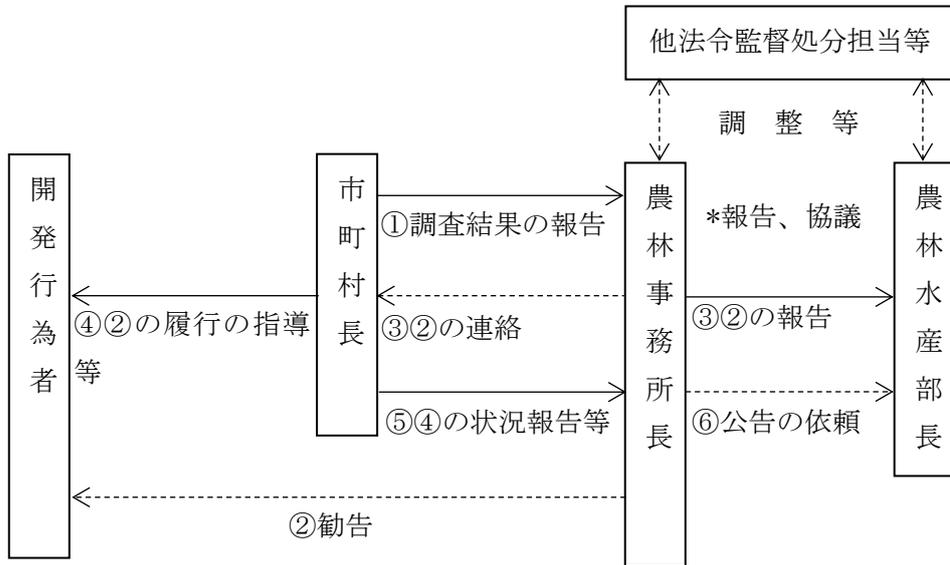
また、その際、必要に応じ、他法令監督処分担当課等及び農業担い手課と協議、調整を行い、開発行為の中止の勧告、中止又は復旧の命令等を行った場合は、協議等の相手方にその内容を報

告する。〔様式任意〕

- (2) 農林事務所長は、3(4)と同様に違反事案処理簿〔様式第17号〕を備え、違反事案の処理経過を明らかにしておくこと。

第4 農用地区域以外の区域内における開発行為に対する勧告関係

1 事務の流れ



2 根拠及び基準となる法令等

- (1) 法第15条の4
- (2) ガイドライン第21

3 市町村の事務について

- (1) 市町村長は、法第15条の4第1項の規定による勧告をすべき開発行為を行っている者（以下「開発行為者」という。）を知ったときは、速やかにその事情を調査し、〔様式第20号〕により管内の農林事務所長に報告する。
- (2) 4(1)の知事の勧告があったときは、その勧告内容が遵守履行されるよう開発行為者を指導するとともに履行が完了したときは、〔様式第21号〕により、農林事務所長に報告する。
- (3) 市町村長は、開発行為者が(2)の履行を遅滞していると認められる場合には、その履行を督促し、併せて遅滞している理由及び履行状況を報告するよう開発行為者を指導し、報告があった場合にはその内容を〔様式第22号〕により、農林事務所長に報告する。

4 農林事務所の事務について

- (1) 農林事務所長は、市町村からの連絡等により勧告をすべき開発行為者を知ったときは、法令等の定めにより勧告の内容を決定し、〔様式第23号〕により、開発行為者に通知する。
- (2) また、当該通知の内容について必要に応じ市町村に連絡し、開発行為者が勧告の内容に従って必要な措置を講じなかったときは、法令等の定めにより、必要な場合には市町村長の意見を聴いて、公表すべきか否かを決定し、公表するときは、農林水産部長にその手続きを依頼する。

5 農業担い手課の事務について

農林水産部長は、4(2)の農林事務所長の依頼により、公告（県報登載）の事務を行う。

附 則

- 1 この要領は、令和元年9月3日から施行する。
- 2 この要領の施行の際現に改正前の要領の規定に基づいて作成された様式は、改正後の規定に基づき作成された様式とみなす。

附 則

- 1 この要領は、令和3年9月10日から施行する。
- 2 この要領の施行の際現に改正前の要領の規定に基づいて作成された様式は、改正後の規定に基づき作成された様式とみなす。

農用地区域内における開発行為の許可等事務処理要領 様式一覧表

○ 農用地区域内の開発行為の許可関係様式

様式名	様式番号	頁
開発許可申請書	様式第1号	8
法第15条の2第3項の規定による許可申請に係る意見書	様式第2号	10
開発許可申請処理簿	様式第3号	11
工事進捗状況（完了）報告書	様式第4号	12
開発行為意見聴取一覧表（農振法第15条の2関係）	様式第5号	13
説明資料（農振法第15条の2関係）	様式第6号	14
県農業会議に対する意見聴取の依頼文	様式第7号	15
許可指令書	様式第8号	16
不許可指令書	様式第9号	17
指令書交付報告文	様式第10号	18
開発行為許可台帳	様式第11号	19
県農業会議に対する意見聴取の協議文	様式第12号	20
県農業会議の回答結果通知文	様式第13号	21

○ 農用地区域内の開発行為の中止又は復旧命令関係様式

様式名	様式番号	頁
違反開発事案報告書	様式第14号	22
違反開発事案に対する勧告（命令等）の完了報告書	様式第15号	23
違反開発事案に対する勧告（命令等）の履行状況報告書	様式第16号	24
違反事案処理簿	様式第17号	25
違反開発行為通知書	様式第18号	26
違反開発行為命令書	様式第19号	27

○ 農用地区域以外の区域内における開発行為に対する勧告関係

様式名	様式番号	頁
勧告対象事案報告書	様式第20号	28
勧告対象事案に対する勧告の完了報告書	様式第21号	29
勧告対象事案に対する勧告の履行状況報告（意見）書	様式第22号	30
勧告書	様式第23号	31

[様式第1号]

開発許可申請書

(元号) 年 月 日

福島県知事 様

申請者 住所
氏名
(名称及び代表者の氏名)

下記により開発行為()をしたいので、農業振興地域の整備に関する法律(昭和44年法律第58号)第15条の2第1項の規定により許可を申請します。

1 開発行為に係る土地の所在、地番、地目、面積等	土地の所在	地番	地目		面積 (㎡)	農用地利用計画で 指定された用途	土地の所有者 使用収益権者
			登記簿	現況			
2 開発行為の土地又は建築物等の用途							
3 工事予定年月日	着手 年 月 日～完了 年 月 日						
4 工事計画の概要	① 開発行為が宅地の造成、土地の開墾、農用地間における用途の変更である場合	切土又は盛土をする土地の面積	㎡	切土又は盛土の土量	切土 ㎡ 盛土 ㎡	地盤、土質の状況	
		土留及び法面処理の方法					
	工事中及び工事完了後の排水処理の方法						
	② 開発行為後が鉱物の掘採、土岩石又は砂利の採取、物件の集積等である場合	掘採〔採取〕の方法				土地の形質を変更する面積	㎡
〃 量					掘採(採取、集積等)後の土地の形状		
〃 設備							
工事中及び工事完了後の排水処理の方法							
③ 開発行為が建築物等の新築等である場合	敷地面積	㎡	建築面積	㎡	建築物等の規模及び構造		
	工事完了後の排水処理の方法						
5 農用地等としての利用を困難にしないための措置の概要							
6 4の欄に記載した措置以外の防災措置の概要							
7 資金計画及びその調達計画							
8 その他参考となるべき事項							

(記載注意)

- 1 表外のかっこ内は、例えば宅地の造成、土地の開墾、砂利の採取、鉱物の掘採、建築物の新築、工作物の改築等開発行為の種類を記載する。
- 2 4の①の「地盤、土質の状況」欄は、地盤の硬軟及び土質の砂質、粘質の別を、「土留及び法面処理の方法」欄は、例えばコンクリート擁壁を設置し、又はコンクリートで土留めをし法面は芝張りとする等と、「工事中及び工事完了後の排水処理の方法」欄は、工事中又は、工事完了後の表流水、湧水又は工事用水の排水経路、排水量、排水時期及び排水のために使用する水路の用途及び規模等の点について具体的に記載し、要すれば図面に排水経路等を明示して説明すること。
- 3 4の②の「掘採の方法」欄は、露天掘、階段状集積等の種別を、「掘採後の土地の形状」欄は、掘採前と同様の形状とする等と記載する。
- 4 4の③の「建築物等の規模及び構造」欄は、建築物にあつては、例えば床面積の合計〇〇㎡、鉄筋コンクリート二階建て等と、道路等にあつては、幅員〇〇m、延長〇〇m等簡明に、「工事完了後の排水処理の方法」欄は、排水の種類、排水経路、排水量、排水時期、処理の要否及び処理の方法、排水のために使用する水路の用途及び規模等の点について具体的に記載し、要すれば図面に排水経路等を明示して説明すること。
- 5 5の「農用地等としての利用を困難にしないための措置の概要」欄には、開発行為後の土地の用途が農用地等以外の用途である場合に、農用地等としての利用を困難にしないための措置の概要を、例えば砂利採取後は埋め戻して採取前の土地の形状と同様にする等と記載する。
- 6 6の「4の欄に記載した措置以外の防災措置の概要」欄には、申請に係る開発行為により周辺の農用地等に土砂が流出又は崩壊する等により災害を発生させるおそれがある場合又は農業用排水施設の有する機能に支障を及ぼすおそれがある場合に、それを防止するための措置で4の欄に記載した措置以外の措置の概要を記載する。
- 7 7の資金の調達計画については、これを裏付ける資料を添付すること。
- 8 8の「その他参考となるべき事項」欄には、申請に係る開発行為を行うことについて都市計画法、森林法その他の法令（条例を含む。）による許可、認可等を要する場合には、その手続きの状況を記載する。

[様式第2号]

農業振興地域の整備に関する法律第15条の2
第3項の規定による許可申請に係る意見書

市町村長

申請人の住所、氏名又は名称 及び代表者の氏名		住 所 氏 名 (名称及び代 表者の氏名)	
申 請 に 係 る 事 項	土地の所在、面積	所 在 [福島県]	市 町 村 郡 村 番地
		合計面積	m ²
	農用地利用計画で指 定された用途		
	開発行為後の土地又 は建築物の用途		
開 発 行 為 に 対 す る 事 項	事 項	意見及び意見決定の理由	
	1 法第15条の2第 4項第1号に該当 するか否か	※ 該当する	該当しない
		(その理由)	
	2 同項第2号に該 当するか否か	※ 該当する	該当しない
		(その理由)	
	3 同項第3号に該 当するか否か	※ 該当する	該当しない
		(その理由)	
4 総合意見			
5 許可相当と認め られる場合に付す べき条件			
6 その他参考とな るべき事項			

(記載注意)

- ※の欄は該当するものに○印をつけること。
- 「その他参考となるべき事項」欄には、開発行為を行うことについて都市計画法、森林法その他の法令（条例を含む。）による許可、認可等を要する場合には、その手続きの状況について記載すること。

[様式第3号]

開発許可申請処理簿

受付		申請者		開発行為の内容	地目別面積 (㎡)	土地の所在地	処分の経過		備考
番号	年月日	住所	氏名(名称)				年月日	処分の内容	

[様式第4号]

工事進捗状況（完了）報告書

(元号) 年 月 日

福島県知事 様

住 所
氏 名

(元号) 年 月 日付け福島県指令 農林第 号で許可を受けた開発行為の工事進捗状況（完了）を下記のとおり報告します。

記

- 1 開発行為の目的
 - 2 開発行為の場所、面積
 - 3 開発行為後の用途
 - 4 工事の状況
工事進捗率 (%)
(工事ごとに詳しく書き、各地点より撮影した写真を計画平面図又は配置図に添付し、説明すること。)
(未着手の場合又は工事が計画より遅れているときは、その理由を詳しく記入すること。)
 - 5 その他
- (6 工事完了年月日)

[様式第5号]

開発行為意見聴取一覧表（農振法第15条の2関係）

番号	申請者の住所・氏名	開発行為に係る土地			農用地利用 計画上の用途	開発行為後の 土地の用途	許可の判断基準〔要領第2の7(1)〕			市町村長の 意見
		住所	現況地目	面積 (㎡)			ア	イ	ウ	

[様式第 6 号]

説明資料（農振法第 15 条の 2 関係）

申請者の住所・氏名		住所 氏名						
開発行為に係る土地		所在						
		地目	田	畑	山林	原野	その他	計
		面積 (㎡)						
農用地利用計画上の用途					開発行為後の土地の用途			
開発行為の概要								
工事の予定期間		(元号) 年 月 日 ~ (元号) 年 月 日						
許可の判断基準の検討内容 (要領第 2 の 7 (1))	ア	当該開発行為により当該開発行為に係る土地を農用地等として利用することが困難となり、農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼすおそれがないか						
	イ	当該開発行為により当該開発行為に係る土地の周辺の農用地等において土地の流出又は崩壊その他の耕作又は養畜の業務に著しい支障を及ぼす災害を発生させるおそれがないか						
	ウ	当該開発行為により当該開発行為に係る土地の周辺の農用地等に係る農業用排水施設の有する機能に著しい支障を及ぼすおそれがないか						
他法令による許認可関係								
関係市町村長の意見								
開発申請地の位置								

[様式第7号]

(記号・番号)
(元号) 年 月 日

農林水産部長 様

農林事務所長

農用地区域内の開発行為に係る意見聴取について（依頼）

農用地区域内における開発行為の許可等事務処理要領第2の5（2）の規定に基づき、別紙のとおり送付しますので一般社団法人福島県農業会議の意見を聴取してください。

[様式第 8 号]

福島県指令 農林第 号

住 所
氏 名 (名称)

(元号) 年 月 日付け (第 号) で申請のあった農用区域内の開発行為については、農業振興地域の整備に関する法律 (昭和 44 年法律第 58 号) 第 15 条の 2 第 1 項の規定により、次の条件を付して許可します。

(元号) 年 月 日

福島県知事 (氏 名) 印

記

1 許可の内容

開発行為の目的	開発行為の場所	面積 (㎡)	開発行為後の用途

2 許可の条件

- (1) 申請書及び添付書類に記載された計画に従って開発行為を行うこと。
- (2) 開発行為の施工中において、適切な防災措置を講ずること。
- (3) 開発行為を中止又は廃止する場合には、農用地としての利用を困難としないための措置及び適切な防災措置を講ずること。
- (4) 許可に係る工事が完了するまでの間、本件許可の日から 3 か月後及びその後 6 か月ごとに工事の進捗状況を報告すること。また、許可に係る工事を完了し、あるいは中止若しくは廃止した場合には、遅滞なくその旨を報告すること。

(注意事項)

本件許可に付した条件に違反して開発行為をし、又は偽りその他の不正な手段により開発許可を受けたことが明らかになった場合には、農業振興地域の整備に関する法律第 15 条の 3 の規定により開発行為の中止を命じ、又は期間を定めて復旧に必要な行為をすべき旨を命ずることがあります。

(教示)

- 1 この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、福島県知事に審査請求をすることができます (なお、その期間内であっても、この処分の日の翌日から起算して 1 年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)
- 2 処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、福島県を被告として (訴訟において福島県を代表する者は、福島県知事となります。)、提起しなければなりません (なお、その期間内であっても、この処分の日の翌日から起算して 1 年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、この処分について 1 の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に提起しなければなりません (なお、その期間内であっても、その裁決の日の翌日から起算して 1 年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)

[様式第9号]

福島県指令 農林第 号

住 所
氏 名 (名称)

(元号) 年 月 日付け (第 号) で申請のあった農用地区域内の開発行為については、次の理由により許可することができません。

(元号) 年 月 日

福島県知事 (氏 名) 印

(理 由)

1

2

(教 示)

- 1 この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、福島県知事に審査請求をすることができます (なお、その期間内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)
- 2 処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、福島県を被告として (訴訟において福島県を代表する者は、福島県知事となります。)、提起しなければなりません (なお、その期間内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、この処分について1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければなりません (なお、その期間内であっても、その裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)

[様式第10号]

(記号・番号)
(元号) 年 月 日

農林水産部長 様

農林事務所長

農用地区域内の開発行為について（報告）

下記の申請に係るこのことについて、別紙写しのとおり許可しました（不許可としました）。

記

- 1 申請者
住所
氏名
- 2 開発行為に係る土地の所在等
土地の所在
地目
面積

[様式第 1 1 号]

開発行為許可台帳

受理年月日番号		申請者		開発行為 土地の所在地	地目		面積 (㎡)	開発行為の内容	農用地利用 計画上の用途	処分	
		住所	氏名(名称)		登記簿	現況				年月日	処分の内容

〔様式第 1 2 号〕

(記号・番号)
(元号) 年 月 日

一般社団法人福島県農業会議代表理事会長 様

福島県知事 印

農用地区域内における開発行為について（協議）

農業振興地域の整備に関する法律（昭和 4 4 年法律第 5 8 号）第 1 5 条の 2 第 6 項の規定により、別紙の開発行為について意見を求めます。

〔様式第 1 3 号〕

(記号・番号)
(元号) 年 月 日

農林事務所長 様

農林水産部長

農用地区域内の開発行為に係る意見について（通知）

(元号) 年 月 日 付け 農林第 号で依頼のあったこのことについて、一般社団法人福島県農業会議から別紙のとおり回答があったのでお知らせします。

[様式第14号]

違反開発事案報告書

(記号・番号)
(元号) 年 月 日

福島県 農林事務所長 様

市町村長

農業振興地域の整備に関する法律第15条の3の規定に該当すると認められる事案が発生したので、次のとおり報告します。

調査年月日	年 月 日	違反開発発生年月日	年 月 日		
違反開発の内容					
違反行為者の住所、氏名又は名称及び代表者の氏名					
違反開発に係る土地の所在、地番、地目、面積及び指定用途	土地の所在	地番	地目	面積	農用地利用計画で指定された用途
			登記簿		
				m ²	
開発許可処分の内容	許可年月日				
	許可に係る用途				
	許可に付した条件				
	許可を受けた開発行為者の住所、氏名又は名称及び代表者の氏名	住所 氏名 (名称及び代表者の氏名)			
違反開発に至るまでの経過					
開発行為に係る土地及びその周辺の農用地等の農業上の利用の確保に及ぼす影響					
市町村の採った措置					
その他参考となるべき事項					

(添付書類)

違反開発に係る土地の位置及びその附近の状況を明らかにした縮尺1/25,000～1/5,000程度の図面

[様式第15号]

(記号・番号)
(元号) 年 月 日

福島県 農林事務所長 様

市町村長

違反事案に対する勧告（命令等）の完了報告書

(元号) 年 月 日付けで報告し、(元号) 年 月 日付けで勧告（命令等）があった違反事案について、別紙写しのとおり履行が完了した旨の届出があり、その内容を確認しましたので報告します。

記

違反行為者	氏名		住所	
違反行為の内容				
違反行為地	所在・地番	登記簿地目	現況地目	面積(m ²)
勧告(命令等)の内容				
市町村の指導経過(採った措置等)				
違反行為者の対応状況(完了の確認年月日)				

[様式第16号]

(記号・番号)
(元号) 年 月 日

福島県 農林事務所長 様

市町村長

違反事案に対する勧告（命令等）の履行状況報告書

(元号) 年 月 日付けで報告し、(元号) 年 月 日付けで勧告（命令等）があった違反事案について、下記のとおり履行状況を報告します。

記

違反行為者	氏名		住所		
違反行為の内容					
違反行為地	所在・地番		登記簿地目	現況地目	面積(m ²)
勧告(命令等)の内容					
市町村の指導経過(採った措置等)					
違反行為者の対応状況					

[様式第 17号]

違反事案処理簿

番号	関係市町村 (報告年月日)	違反行為者の住所・氏名	違反行為の場所	違反開発の内容 及び措置の経過	処分年月日		処分に対する処理 てん末状況
					勧告	命令	

[様式第18号]

通 知 書

(記号・番号)
(元号) 年 月 日

(違反開発行為者名) 様

福島県知事 印

貴殿は、次のとおり、農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第15条の3の規定に掲げる者に該当するので、直ちに当該開発行為を中止されたい。（又は復旧に必要な行為をされたい。）

これに応じない場合には、同条の規定による命令をする方針であるので、これに対し意見があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して3日以内に書面により又は当庁に出頭してその事情を弁明されたい。

なお、口頭により弁明される場合には、その際にその要旨を書面により提出されたい。

違反行為に係る 土地の所在、地 番、地目、面積 又は建築物等	土地又は建築物等の 所在	地番	地目		面積(m ²)	建築物等	
			登記簿	現況		棟数(棟)	面積(m ²)
法第15条の3に 該当する内容及 びその理由							

(注) この通知を受けた日の翌日から起算して3日以内に弁明することができない場合には、その理由を当職に連絡すること。

[様式第19号]

命 令 書

(記号・番号)
(元号) 年 月 日

(違反開発行為者名) 様

福島県知事 印

農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第15条の3の規定に基づき、下記土地（又は建築物その他の工作物）に係る（開発行為の中止、復旧）を命ずる。

記

- 1 土地又は建築物その他の工作物の表示
- 2 命令の内容
- 3 命令する理由
- 4 復旧完了の時期
- 5 その他必要な事情

[注意事項]

- 1 この命令の履行を完了したときは、遅滞なくその旨を書面により当職あて届け出ること。
- 2 この命令の履行を定められた期日までに完了できなかったときは、その理由及び命令の履行状況についての報告書を当職あて提出すること。

[様式第20号]

勧告対象事案報告書

(元号) 年 月 日

福島県 農林事務所長 様

市町村長

農業振興地域の整備に関する法律第15条の4第1項の規定による勧告をすべき事案が発生したので、次のとおり報告します。

調査年月日	年 月 日	勧告すべき事態が発生した年月日	年 月 日			
開発行為の内容						
開発行為者の住所、氏名又は名称及び代表者の氏名						
開発行為に係る土地の所在、地番、地目及び面積	土地の所在	地番	地 目		面積(m ²)	備考
			登記簿	現況		
勧告を必要とする理由	(開発行為により農用地区域内において災害を発生させ又は農業用排水施設の有する機能に著しい支障を及ぼしている事態の態様、程度及びその他の事情を具体的に記載すること。)					
市町村の採った措置						
その他参考となるべき事項						

(添付書類)

開発行為に係る土地の位置及びその附近の状況を明らかにした縮尺1/25,000～1/5,000程度の図面

[様式第21号]

(記号・番号)
(元号) 年 月 日

福島県 農林事務所長 様

市町村長

勧告対象事案に対する勧告の完了報告書

(元号) 年 月 日付けで報告し、(元号) 年 月 日付けで勧告のあった開発行為については、別紙写しのとおり履行を完了した旨の届出があり、その内容を確認しましたので報告します。

記

開発行為者	氏名		住所	
開発行為の内容				
開発行為地	所在・地番	登記簿地目	現況地目	面積(m ²)
勧告の内容				
市町村の指導経過(採った措置等)				
開発行為者の対応状況(完了の確認年月日)				

[様式第22号]

(記号・番号)
(元号) 年 月 日

福島県 農林事務所長 様

市町村長

勧告対象事案に対する勧告の履行状況報告（意見）書

(元号) 年 月 日付けで報告し、(元号) 年 月 日付けで勧告のあった開発行為については、下記のとおり意見を付してその履行状況を報告します。

記

開発行為者	氏名		住所	
開発行為の内容				
開発行為地	所在・地番	登記簿地目	現況地目	面積(m ²)
勧告の内容				
市町村の指導経過（採った措置等）				
開発行為者の対応状況				

〔市町村長の意見〕 開発行為者の主張、勧告後の事情変更等を総合的に勘案して、勧告内容等を公表すべきか否かを明らかにすること。

[様式第23号]

勸告書

(記号・番号)
(元号) 年 月 日

(開発行為者の住所)
(氏名) 様

福島県知事 印

農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第15条の4第1項の規定に基づき、下記土地（又は建築物その他の工作物）に係る開発行為について次のとおり勸告する。

なお、措置を講ずべき期間内に必要な措置を行わないときは、勸告に従わなかった旨及び勸告の内容を公表することがある。

記

- 1 土地又は建築物その他の工作物
- 2 勸告の内容
- 3 勸告する理由
- 4 措置を講ずべき期間
- 5 その他必要な事項

[注意事項]

- 1 この勸告の履行を完了したときは、遅滞なくその旨を書面により当職あて届け出ること。
- 2 この勸告の履行を定められた期日までに完了できなかったときは、その理由及び勸告の履行状況についての報告書を当職あて提出すること。